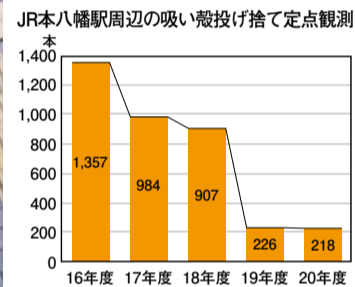


「健康都市 市川」にふさわしい環境目指し 来年4月から過料行為と区域を拡大



路上禁煙地区を巡視する推進指導員。平成16年から5年間の活動で、たばこの投げ捨てが84%減るなど高い成果が挙げられている

市民マナー条例を改正

みなさんは、「市民マナー条例」をご存じですか。正しくは、「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」と言います。平成16年4月1日に施行し、路上喫煙や吸い殻の投げ捨て禁止などについて定め、指定地区内の道路上での喫煙や吸い殻の投げ捨てをした違反者から過料を徴収しています。

この「市民マナー条例」の一部改正が9月市議会定例会で可決、来年4月1日に施行します。

既存の5つの指定地区を、市内全駅周辺に増やす予定です。また、新たに空き缶等の投げ捨てと犬のふんの放置も過料の対象となります。

このほか、市内全域の公共の場所での歩行喫煙の禁止、犬のふんの回収用具を携帯する努力義務を課します。「健康都市 市川」にふさわしい、より良い生活環境実現のためご協力をお願いします。

未来の楽しい市民生活 「グー・チョコ・パー」で始めよう。



広報
ICHIKAWA PUBLIC INFORMATION

いちかわ

9月26日
2009年(平成21年)
毎月第1~第4土曜日発行
No.1348

発行:市川市
編集:企画部広報広聴担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
TEL 047-334-1111
FAX 047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

新型インフルエンザ

感染予防のため、
外から戻ったら
手洗い・うがいを
きちんとしましょう。

今週号の紙面から

19号
子どもいちかわ
みんなで気をつけて
減らそう
放置自転車
..... 8面



市民の力を送球
千葉国体ハンドボール競技を成功へ ... 4・5面

定額給付金

申請受け付けは
10月15日(木)まで

21年度版の子育て応援特別手当は、諸事情により実際の居住地に住居登録できない人は、例外措置として10月1日(木)から事前申請を受け付ける予定です。

☎334-0100
定額給付金担当室

道路、公園、広場など 公共の場所でのマナーを喚起《主な改正点》 過料は当面2,000円

1 路上禁煙地区の名称変更と範囲拡大

路上禁煙地区を路上禁煙・美化推進地区に改めて、既存5地区の範囲を拡大し、新たに市内全駅周辺を指定する予定です。

	3月31日まで	4月1日以降
名称	路上禁煙地区	路上禁煙・美化推進地区
範囲	駅周辺200メートル	駅周辺400メートル
地区数	市川、八幡、行徳、南行徳、妙典の5地区	左記5地区に、市川大野、大町、北国分、国府台、菅野、鬼越、二俣新町、市川塩浜を追加予定

2 たばこの歩行喫煙は公共の場所で禁止行為に指定

公共の場所での喫煙は、携帯用吸い殻入れの使用や歩行喫煙しないことが努力義務でしたが、公共の場所での歩行喫煙を禁止行為とします。



指定地区内

	3月31日まで	4月1日以降
喫煙	道路上での喫煙はすべて禁止・過料対象	⇒変更なし
	道路上を除く公共の場所は歩行喫煙しないよう努力義務	道路上を除く公共の場所は歩行喫煙禁止
吸い殻の投げ捨て	道路上は禁止・過料対象	⇒変更なし
	道路上を除く公共の場所は禁止・過料対象外	⇒変更なし

指定地区外の公共の場所

	3月31日まで	4月1日以降
喫煙	歩行喫煙しないよう努力義務	歩行喫煙禁止 注意・指導対象
吸い殻の投げ捨て	禁止	禁止 注意・指導対象

3 空き缶、紙くずなどの投げ捨て禁止

指定地区内の道路上での投げ捨てに過料を科します。

指定地区内

	3月31日まで	4月1日以降
投げ捨て	道路上は禁止・過料対象外 公共の場所は禁止	道路上は禁止・過料対象 ⇒変更なし

指定地区外の公共の場所

	3月31日まで	4月1日以降
投げ捨て	禁止	禁止 注意・指導対象

4 犬のふんの放置禁止と回収用具の携帯

指定地区内の道路上での放置に過料を科すほか、市内全域で回収用具の携帯を努力義務とします。

指定地区内

	3月31日まで	4月1日以降
ふんの放置	道路上は禁止・過料対象外 公共の場所は禁止	道路上は禁止・過料対象 ⇒変更なし

指定地区外の公共の場所

	3月31日まで	4月1日以降
ふんの放置	禁止	禁止 注意・指導対象

市内全域

	3月31日まで	4月1日以降
回収用具の携帯	規定なし	努力義務

